

兵庫県公報

令和5年10月27日 金曜日 第460号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくツキノワグマの狩猟禁止の制限的解除（自然鳥獣共生課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（都市計画課）	2
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	3
公 告	
○ 景観形成重点区域の指定の案及び景観形成重点基準の案の縦覧（都市政策課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	5
病院局公告	
○ 落札者等の公示	6
○ 同 上	6
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	7

告 示

兵庫県告示第1085号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	アイズ ワイド シャット （原題） EYES WIDE SHUT	ワーナー・ブラザーズ映画

兵庫県告示第1086号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和5年10月12日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	峠下池地区	令和5年10月27日から 同年11月16日まで	養父市役所

兵庫県告示第1087号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第2項の規定に基づき、次のとおりツキノワグマの狩猟禁止の制限的な解除を行う。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 ツキノワグマの狩猟禁止の制限的な解除を行う区域

豊岡市の円山川港大橋と円山川左岸の河川区域境界を起点として、同所から同河川の河川区域境界を南進して朝来市国道312号内尾谷橋との交点に至り、同所から同国道を南進して朝来市国道312号新盛明橋と市川の交点に至り、同所から市川右岸河川区域境界を南進して姫路市の市川河口部との交点に至り、同所から海岸線を西進して兵庫県と岡山県の県境に至り、同所から同県境を北進し、兵庫県、岡山県および鳥取県の三県境に至り、同所から兵庫県と鳥取県の県境を北進し、汐吹岬に至り、同所から海岸線を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 制限的な解除を行う期間

令和5年11月15日から同年12月14日まで

3 その他

令和5年12月15日以降は兵庫県全域においてツキノワグマの狩猟を禁止する。

兵庫県告示第1088号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年10月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和5年10月27日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 沼市島線	丹波市氷上町鴨内字滝谷口316番から 同市氷上町鴨内字根ゴレ2120番3まで	旧	3.0から 10.0まで	355.0	
		新	5.0から 22.0まで	350.0	

兵庫県告示第1089号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 組合の名称

三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和3年11月から令和10年6月まで

3 施行地区

三田市駅前町434番2、435番、435番3、436番3、441番1、441番2、443番、443番1、445番、445番1、445番2、445番3、451番1、451番2、452番1、452番3、453番1、453番3、454番1、454番3、454番4、454番5、454番6、454番7、454番8、454番9、454番10、454番11、454番12、454番13、454番14、454番17、454番18、455番1、455番2、455番3、455番4、455番5、456番1、456番5、456番6、464番1、464番2、464番3、464番4、464番5、465番、466番、467番1、467番2、467番3、467番4、467番5、467番6、467番7、467番8、467番9、469番1、470番1、470番2、470番3、470番4、471番2、471番3、471番5、471番6、471番7、479番、480番、480番1、481番1、481番2、481番3、481番4、481番5、481番6、481番7、481番8、481番9、481番10、481番11、481番12、481番13、483番2、483番3、483番4、483番5、485番1、485番2、485番3、485番4、486番1、486番2、487番1、487番2、487番3、487番4、487番5、487番6、487番7、487番8、487番9、487番10、487番11、487番12、488番2、489番1、490番1、490番2、490番3、490番4、490番5、490番6、491番1、491番2、491番3、491番4、491番5、491番6、491番7、491番8、491番9、491番10、491番11、491番12、492番1、492番2、492番3及び492番4

4 事務所の所在地

三田市駅前町8番3号

5 組合設立認可の年月日

令和3年11月15日

6 事業計画変更認可の年月日

令和5年10月18日



兵庫県告示第1090号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年11月13日から適用する。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

表株式会社三井住友銀行の項中

「 | | 同 藤原台支店 | 神戸市北区有野中町 | 」

を

「 | | 同 藤原台支店 | 神戸市中央区浪花町 | 」

に、

「 | | 同 飾磨支店 | 姫路市飾磨区清水 | 」

を

「 | | 同 飾磨支店 | 姫路市呉服町 | 」

に改める。

公 告

景観形成重点区域の指定の案及び景観形成重点基準の案の縦覧

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第20条の4第4項及び第20条の5第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成重点区域の指定の案及び景観形成重点基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成重点区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 景観形成重点区域の名称
佐用町平福地区
- 2 景観形成重点区域に指定する土地の区域
佐用郡佐用町平福の一部
- 3 景観形成重点区域の指定の案及び景観形成重点基準の案の縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課及び佐用町企画防災課
- 4 縦覧期間
令和5年10月30日から同年11月13日まで



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ東山店
所在地 姫路市東山181-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
いないホールディングス株式会社	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲井陽一郎
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	松田裕史

 外1者
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲井陽一郎
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	松田裕史

 外1者
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
いないホールディングス株式会社	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲井 陽一郎
株式会社未来屋書店 外1者	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	松田 裕史

4 変更年月日

令和5年3月1日

5 届出年月日

令和5年9月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年10月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月27日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年10月27日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーホームセンターいない龍野店
所在地 たつの市揖保町揖保中130番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
いないホールディングス株式会社	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲井 陽一郎

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲井 陽一郎

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
いないホールディングス株式会社	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲井 陽一郎

4 変更年月日

令和5年3月1日

5 届出年月日

令和5年9月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年10月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月27日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月27日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
防災設備点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月7日
- 4 落札者の名称及び住所
大日工業株式会社神戸営業所 神戸市北区有馬町291-1
- 5 落札金額
3,190,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年8月8日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月27日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
自家用発電機設備保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月27日
- 4 落札者の名称及び住所
ヤンマーエネルギーシステム株式会社大阪支社 尼崎市潮江1-3-30
- 5 落札金額
7,838,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和5年8月18日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第299号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月27日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和5年11月27日（月）から同年12月1日（金）までの5日間
 - イ 追加取得講習
令和5年11月30日（木）及び同年12月1日（金）の2日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和5年12月1日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 4 受講希望の申出の受付期間等
 - (1) 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年10月30日（月）から同年11月1日（水）までの間（午前10時から午後5時まで）
 - (2) 受付先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。
 - (3) 受講者の決定等
 - ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。
なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。
 - イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。
- 5 受講申込みの受付期間等
 - (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年11月8日（水）から同月14日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ロ) 最近5年間に身边警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

(ハ) 最近5年間に身边警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166